

# ものづくり企業地域共生推進事業

申請期間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金）

区内ものづくり企業が行う地域との共生を目的とした工場の改修や住民受入環境の整備等に係る費用の一部を東京都と品川区が連携して助成します。

以下は概要となりますので、必ず募集要項をご確認ください。

## 対象事業

### ●操業環境改善事業（工場の操業により生じる騒音等に関して近隣住民等へ配慮）

(1) 工場の改修事業(新增築は含まない)

- ・区内の現工場および区内の移転先工場を改修

(2) 工場の移転事業(一部移転を含む)

- ・区内への工場移転および区内工場の改修に伴う一時移転

(3) 設備更新・導入事業

- ・区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新および区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置または工場の敷地内に新たに設置する設備の導入

### ●住民受入環境整備事業（地域との共生を目的として行う）

(1) 住民受入環境整備事業

- ・助成対象事業者が保有する区内工場の外壁美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等

#### [注意事項]

- ・いずれの事業も助成対象事業の経費が100万円以上であることが必要です。
- ・設備更新を行う際は、現在使用している設備の処分(廃棄・売却等)が必要です。事業期間内に処分できない場合は補助対象外となります。また売却による収入分は補助対象経費から除外します。
- ・助成事業者(中小企業者等)が契約および工事に着手できるのは、助成交付決定が下りてからになります。また、当該事業は令和8年3月13日までに工事および支払いの完了が必要です。

## 助成金額

対象経費の3/4以内かつ最大375万円

※申請件数等を考慮し、面接審査の上、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

## 対象者

現在、中小企業基本法に規定する中小製造業者等で、前年度の法人住民税および事業税(個人事業主の場合は住民税および個人事業税)ならびに品川区に対する使用料等の債務を滞納していない以下のいずれかの者。

※みなし大企業は除く

(1) 品川区に工場を有し、引続き1年以上事業を営んでいる者。

(登記簿または法人都民税納税証明書で品川区の住所が確認できること)

(2) 過去に品川区で1年以上操業しており、現在も都内で1年以上操業している者。

(※ただし、令和8年3月13日までに品川区へ工場の移転を完了すること)

【お問い合わせ】品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338

